

令和2年6月定例会

令和2年6月12日

# 市長説明要旨



本日、令和2年6月定例会を招集し、諸議案のご審議をお願いするものでありますが、先ほど全国市議会議長会から、議員在職45年以上として佐藤巳次郎議員が、議員在職25年以上として笹川圭光議員が永年勤続特別表彰を受けられました。

また、議員在職10年以上として米谷勝議員が永年勤続表彰を受けられました。

表彰を受けられました佐藤議員、笹川議員及び米谷議員には、長い間本市の発展にご尽力を賜りました。

そのご功績に対し、深く敬意を表するものであります。

今後ともご自愛くださいまして、市政の発展に一層のご貢献を賜りますようお願い申し上げます。

次に、市政に係る諸般の報告を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

政府対策本部が、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため発令していた緊急事態宣言は、先月14日に新規報告者数の減少や、新型コロナウイルスに係る重症者数も減少傾向にあることなどから、緊急事態措置を実施すべき区域を変更し、本県を含む39県が解除されました。

その後、政府対策本部は、同月25日に新型コロナウイルス感染症の感染の状況、医療提供体制、監視体制等を踏まえて総合的に判断したところ、全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととなったことから、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態解除宣言をいたしました。

これを受けて、本市では、同法に基づく「対策本部」を廃止しましたが、感染症のリスクが回避されていないことや経済対策等について、これまでと同様に対応するため、引き続き、任意設置

である「男鹿市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置しております。

外出の自粛、イベント・行事の開催等については、政府の基本的対処方針及び県の指針に沿い、今月1日より段階的に緩和し、社会経済の活動レベルを引き上げる指針を定めております。

市民の皆様には、「密閉」「密集」「密接」の3密の回避や、「人と人との距離の確保」、「手洗いなどの手指衛生」を始めとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着を図るため、広報「おが」、市ホームページ、防災行政無線、チラシの配布等により周知しているところであります。

さらに、事業者の皆様には、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践を促すなど、感染拡大防止に努めてまいります。

今後も、国や県等関係機関との緊密な情報連携により、地域の感染状況に応じて必要な措置を講じるなど、感染症対策に万全を期してまいります。

次に、特別定額給付金事業についてであります。

給付金の給付については、現在までに25億8,080万円、97.2パーセントの給付が完了しております。

受付期間は、郵送申請方式の申請受付開始日から3か月であることから、本年8月11日までとなっております。

次に、子育て世帯への臨時特別給付金についてであります。

本年4月分の児童手当を市から受給する一般支給対象者については、先月20日に給付についてのお知らせを発送しており、辞退届のなかった全ての方について、昨日までに振込みを終えておりま

す。

また、申請が必要な公務員支給対象者についても、先月 25 日から受付を開始しており、今月 25 日以降 10 月末までに随時振り込んでいくこととしております。

次に、緊急宿泊支援事業についてであります。

今月 1 日より助成対象を県民に拡大して実施しておりましたが、市民の皆様の応援により今月 9 日をもって予定数に達したため、宿泊予約の受付を終了しております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金についてであります。

この制度は、本市の主要産業である観光産業及び飲食店など、特に大きな影響を受けている市内事業者に対して、1 事業者当たり 20 万円を支給するものでありますが、今月 10 日現在で 186 件の申請となっております。

次に、男鹿市プレミアム付商品券補助事業についてであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている市内飲食店・小売店舗等に対する経済対策として、市内で使用できるプレミアム付商品券を 7 月中旬に発行できるよう準備を進めており、各種サービス業、建設業など幅広い業種において利用して頂くため、商工会と連携して取扱加盟店の確保に努めているところであります。

次に、観光の状況についてであります。

コロナ禍の影響を受け、4 月、5 月における観光客日帰り入り込み数は、4 月が 3 万 8,656 人、5 月が 6 万 795 人で、去年同期と比較して 4 月が 79.3 パーセントの減、5 月が 79.7 パーセントの減となっております。宿泊客数は、4 月が 1,309 人、5 月が 952 人で、

昨年同期と比較して4月が84.6パーセントの減、5月が93.6パーセントの減となっております。

次に、オガーレの状況についてであります。

本年3月末現在のレジ通過者数は累計で約21万1千人、総売上げでは約3億3,460万円と伺っており、令和元年度の目標に対してレジ通過者数は約111パーセント、売上げでは91パーセントの達成率でありました。

次に、ふるさと納税についてであります。

令和元年度は総額約5億2,400万円の寄附があり、前年比約8.6倍と大幅に増加いたしました。

本年度は5月末現在、2,983件の申込みで、総額5,417万1千円となっております。

これは、前年同月と比較すると約2.4倍となっており、増加の主な要因としては、昨年度に引き続き返礼品種拡大の取組の効果が表れてきたものと捉えております。

次に、雇用情勢についてであります。

4月末現在の秋田県の有効求人倍率は、1.34倍となっております。ハローワーク男鹿管内の有効求人倍率は、1.07倍となっており、昨年同期と同じ倍率となっております。

次に、農業の状況についてであります。

産地主導による令和2年産米の生産調整については、男鹿市農業再生協議会の水田フル活用ビジョンに基づき取り組んでおりますが、JA秋田なまはげでは、需要に応じた加工用米や重点作物と位置付けた大豆などの作付けを推進し、農業所得の確保に努めているところであります。

また、経営所得安定対策等については、男鹿市農業再生協議会

が、今月 30 日まで、対象農家 330 戸の交付申請書を取りまとめているところであります。

次に、漁業の状況についてであります。

秋田県漁業協同組合によりますと、本年 1 月から 4 月までの漁獲量は 718 トン、漁獲金額は 2 億 1,027 万円で、去年同期と比較し、漁獲量で 84 トン、10 パーセントの減、漁獲金額では 6,299 万円、23 パーセントの減であり、主な漁獲魚種はタラ類、カニ類、カレイ類となっております。

次に、道路の整備状況についてであります。

国道 101 号・生鼻崎トンネルの災害復旧工事については、洞門工のほか、背面盛土の施工、舗装工及び照明工に着手すると伺っております。

また、浜間口バイパス工事については、橋台工事のほか、仮橋工に着手すると伺っております。

県道男鹿半島線門前工区の道路改良工事については、盛土工のほか、擁壁工に着手すると伺っております。

県道入道崎寒風山線丸森工区及び延命寺台工区の道路改良工事については、改良工事のほか、法面工に着手すると伺っております。

市道関係では、社会資本整備総合交付金事業については、若美地区の申川鶴木線道路改良工事と船越地区の船越脇本線道路舗装修繕工事の発注手続を進めております。その他の事業についても、順次計画的な発注に努めてまいります。

次に、先月 29 日に出納閉鎖いたしました令和元年度の一般会計決算の概要についてであります。

歳入総額は、158 億 5,069 万円、歳出総額は、154 億 5,776 万円

となり、このうち繰越明許費に係る繰越財源を除いた実質収支では、3億9,157万円の黒字決算となっております。

次に、令和元年度の男鹿みなと市民病院事業会計決算の概要についてであります。

令和元年度においては、医業収益の増加があったものの、医業費用の増加や一般会計からの繰入金の減少などにより、経常収支がマイナス4,107万7,000円となりましたが、特別利益として5,600万円が繰入れされたことから、1,492万3,000円の純利益となる見込みであります。

また、資金不足額は、前年度と比較し、2,536万6,000円改善し、578万9,000円となる見込みであります。

以上で諸般の報告を終わり、次に提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第44号「男鹿市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について」は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により厳しい状況におかれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する条例の専決処分をしたもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第45号「令和2年度男鹿市一般会計補正予算第3号の専決処分について」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業者への支援及び感染症拡大予防に係る予算措置について専決処分をしたもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第46号「男鹿市市税条例の一部を改正する条例について」は、地方税法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染



症等に係る寄附金税額控除の特例及び住宅借入金等特別税額控除の特例などの税制上の措置を講ずるものであります。

次に、議案第 47 号「男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免について必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第 48 号「男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例について」は、男鹿市地域公共交通網形成計画に基づき、市内バス路線の再編を実施するものであります。

次に、議案第 49 号「男鹿市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について」は、地方自治法の一部改正に伴い、市長等の市に対する損害賠償責任のうち一定額を超える部分を免責する基準を定めるものであります。

次に、議案第 50 号「男鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する事項を定めるものであります。

次に、議案第 51 号「男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例について」は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の介護保険料の減免について必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第 52 号「男鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する事項を定めるものであります。

次に、議案第 53 号「男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、国の基準の一部改正に準じて、家庭的保育事業者等の最低基準を改めるものであります。

次に、議案第 54 号「男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、国の基準の一部改正に準じて、特定地域型保育事業の運営基準を改めるものであります。

次に、議案第 55 号「男鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、国の基準の一部改正に準じて、放課後児童支援員の要件を改めるものであります。

次に、議案第 56 号及び議案第 58 号の各公営企業設置条例の一部改正については、地方自治法の一部改正に伴い、条文を整理するものであります。

次に、議案第 57 号「男鹿市単独市営住宅条例の一部を改正する条例について」は、男鹿市単独市営住宅 3 号棟の入居者再募集に当たり、住宅使用料の改定及び位置の錯誤を改めるものであります。

次に、議案第 59 号及び議案第 60 号の「財産の無償譲渡について」は、市有財産の建物を地元町内会に無償譲渡するものであります。

次に、議案第 61 号の「財産の取得について」は、凍結防止剤散布車を更新するため、車両 1 台を取得するものであります。

次に、議案第 62 号及び議案第 63 号の「市道の廃止、認定について」は、圃場整備等に伴うものであります。

次に、議案第 64 号「令和 2 年度男鹿市一般会計補正予算第 4 号について」は、道路メンテナンス事業費、交通整備事業費、戸籍

クラウド構築事業費、インバウンド受入態勢整備業務委託料、空き家等除却事業費などのほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業などを措置したもので、歳入歳出それぞれ4億560万円を追加するものであります。

次に、議案第65号「令和2年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算第1号について」は、傷病手当金、高額医療費共同事業負担金返還金などを措置したものであります。

次に、議案第66号「令和2年度男鹿みなど市民病院事業会計補正予算第1号について」は、訪問看護事業の実施に伴う費用を措置したものであります。

次に、報告第2号及び報告第3号の繰越計算書については、令和元年度の一般会計歳出予算及び下水道事業会計資本的支出予算のうち、本年度に繰り越した経費等について報告するものであります。

次に、報告第4号及び報告第5号の株式会社おが地域振興公社の決算、事業計画については、同公社の令和元年決算及び令和2年度事業計画について報告するものであります。

以上、提案理由についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

